平成２８年（フ）第４８８８号
東京都東村山市栄町３丁目29―33
債務者　田口さとみ
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９１号
東京都葛飾区東水元１丁目15―６―302
債務者　生田田鶴子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９２号
東京都葛飾区東水元１丁目15―６―302
債務者　生田　魅穂
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９５号
東京都羽村市五ノ神２丁目４―７―201
債務者　西川由美子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９００号
東京都練馬区春日町２丁目28―21
債務者　香川　　敬
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０４号
東京都日野市大坂上４丁目10―１　日野大久保団地４―405
債務者　小山　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０６号
東京都杉並区久我山１丁目８―408
債務者　田上　光子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９５号
東京都国立市北３丁目29番の３
債務者　望月　真吾
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４８８６号
千葉県浦安市猫実２丁目３―54―201
債務者　神地　　亮
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８７号
東京都杉並区方南２―27―13―101、住民票上の住所東京都杉並区方南２丁目27―13　皐月荘
債務者　松田　壽美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９０号
東京都調布市仙川町２丁目17―41―302
債務者　齊藤　浩史
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２４９号
横浜市磯子区滝頭１丁目７番41号
債務者　原　　光代（旧姓林・内川）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８３号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町116番地
債務者　川島　芳幸
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１９号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港９号棟909号室
債務者　稲村みどり
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２３号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目９番３―304号
債務者　玉代勢達示
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２４号
横浜市鶴見区下末吉１丁目12番５号　とき荘２―７
債務者　岡林　純一
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部